

## 東京信用保証協会と東京同友会の懇談会報告

東京同友会は2007年12月11日、東京信用保証協会と第7回目の懇談会を行いました。主なテーマとなった下記の点についてご報告致します。

### 出席者リスト

保証協会	畑 俊次	東京信用保証協会保証推進部長
	横山 茂	東京信用保証協会保証推進部副部長
	河島 英夫	東京信用保証協会保証推進部副部長兼保証推進課長
	中澤 淳二	東京信用保証協会保証推進部社債制度保証課長 経営相談室・新事業支援室担当
	池上 智	東京信用保証協会企画部企画課長
	鈴木 和男	東京信用保証協会企画部企画課課長代理
同友会	水戸部 良三	政策部長
	政策部員：佐々木正勝、細野知久、三宅一男、	
	事務局：荻原邦弘	

### 1. 信用補完機能について

#### (1)保証制度が昨年4月に保証料率の弾力化を行いました。保証の状況はどうか？

保証承諾はH18年度が対前年比108.6%、H19年度11月末までで対前年比106.2%、債務残高でH18年度対前年比105.3%、H19年度11月末までで対前年比105.3%と保証承諾額で2兆円を上回ったのは6年ぶりのこと、減少傾向にあった債務残高も4兆をH18年から超え、今年度もすでに4.3兆、利用企業は24万社（企業数の47%）その8割が小規模企業で、利用件数の7割が1000万円以下の小口融資になっている。

代位弁済はH14以降減少傾向にあったが、今年度は11月末対前年比で135.1%と増加に転じている。要因は小規模企業の景況の悪化で商工リサーチの10月末倒産件数が1493件（108.6%）と増加傾向にあり協会の金融動向調査でも9月末で悪化の傾向が見られる。

#### (2)保証協会と金融機関の「責任共有制度」が今年10月からおこなわれました。まだはじまったばかりですが、金融機関の受けとめはどうか。実際の中小企業の利用に影響はないか。

10・11月の2ヶ月間の状況では、保証申込は対前年比件数で約8割、金額で約7割、保証承諾は対前年比件数で約9割、金額で約8割5分の水準です。9月末迄に前倒しで保証申込があり、その保証承諾分が10月以降にずれ込んでいるため、保証申込減少の程には保証承諾は減少していません。また、4～11月の累計では、保証申込・承諾ともに前年を上回る実績となっています。よって、現時点で評価するのは時期尚早であると考えます。

#### (3)地域金融機関との「提携保証」は、「責任保証制度」のもとでどのようになりますか。

「クイック東京」など一部見直されているようですが実態はいかがでしょうか？

現在37の金融機関と提携保証を行っていますが、全ての提携保証について、責任共有制度に合わせたものに改定しました。

#### (4)事業承継を円滑に進めるため、中小企業庁が出した『中小企業の事業承継円滑化にむけた提言』を踏まえた施策の検討状況を受けて、保証協会として何らかの具体化を考えているか？

#### (5)同、円滑な事業承継の為に「法人による自己株式等取得資金」や「現経営者及び後継者による

経営権安定化に係わる資金」の制度融資が政府系金融機関で検討されているようであるが同様のものの創設はあるか？

事業承継を対象とした保証制度としては、東京都の制度融資で「産業力強化融資」というものがあります。限度額は1企業1億円、1組合2億円 期限は運転・設備とも10年以内となっています。

「法人による自己株式等取得資金」等を対象とした新たな保証制度創設に関しては、今のところ情報はありません。

(6)保証限度額設定(保証協会版融資枠設定)の場合の保証料は約0.2%程度にすることが発表されたが、実現するのか？ 同友会会員からは、この制度は中小企業にとって画期的な制度であり、ぜひ使い勝手のいいものにしてほしいと強く要望が出されました。

10/9付の「日経」で報道されたことだと思います。まだ、関係機関で制度設計を検討中で詳細についてお話しできる状況にありません。

(7)同友会などがおこなう経営指針講座に参加し、経営政策を作成したところに対し一定の評価を行い、融資もしくは、保証料率を割り引く制度などは検討できないか

特定の団体に対して、優遇するような制度は設けていません。中小企業の会計の質を向上する意味で、「中小企業の会計に関する指針」(2006年4月25日改正)に準拠した財務諸表の提出などにより保証料の割引をおこなう制度があります。

(8)条件付きはやむを得ないにせよある程度の基準をクリアした企業に対する、無担保無保証人枠、代表者のみの無担保枠の拡充はできないものか？

無担保保証枠については、信用補完制度が維持できる範囲で関係機関が検討して行くこととなります。現状ではこれ以上無担保枠を増やすことは難しいのではないかと思います。

(9)CLOは実績がついてきたもののいまだ知名度が低いようである。取扱金融機関を広げるなど実態に合わせた改善策は検討されていますか？

CLOを引き受けてもらう参加金融機関からの情報は、その金融機関と取引のある中小企業顧客にしか行かないこともあって知名度が低いようです。更に、金融機関にとってはCLOで取組みできるような企業には、プロパー単独で融資や社債発行等の取引をした方がメリットも多く、スキームを提案する中核金融機関及び参加金融機関も拡がらないのが実情です。特に中小の金融機関では、CLOのスキームが貸付債権を譲渡してしまうという結果となるために参加の意欲が湧かないようです。東京の保証協会としては、大阪・神戸・横浜と共同で4都市連携CLOを昨年から実施し、全体の参加企業を増やして全体コストを下げる等の工夫をしています。

(10)同、再保険について中小公庫以外の流動化などは考えられておりますか？

信用補完制度は中小企業信用保険法及び信用保証協会法に基づいて設立され、運用されているものであり、他の方法は現状では考えられません。

## 2. 中小企業の経営環境の変化との関係で

(1)建築確認申請遅延問題でのセーフティネット融資利用できるようにするということが、利用状況や問題はないか

先週から制度融資が開始されたばかりでまだわかりません。3月までの期間ということであるが、状況によってはすくとも考えられます。(中小企業庁の判断)

(2)石油や鉄鋼など原材料の高騰が続いているが、中小企業の多くは価格転嫁できず、利益を減らしている状況がある。この点での融資制度を検討されたい。

国や都とも連携し、セーフティネット保証で対応していきます。

### 3. その他

東京信用保証協会の理事会の構成メンバーに中小企業経営者の団体の代表(借り手の側の代表)を入れていただきたい。毎年要望しているが、今後の補完制度は地域ごとの状況にあわせておこなうことが必要であり、現場本位の弾力的運用と中小企業に参加意識を持たせるためにも検討されることを望む。

実際にはご参加いただいておりますが、こうした懇談会で中小企業の要望を把握し、業務運営の参考とさせていただきます。

このほかに中小企業への融資に当たった、その情報の透明性を高める意味で2点を要望しました。クレジットヒストリー(融資と返済の履歴)の重視、与信の一定の基準となる会計などの数値目標を明示してほしい(決算書のみで評価しているわけではないということ承知しているが)

責任共有制度の保証料率はなぜ8割になっていないのか?

保証料率は、(社)全国信用保証協会連合会が国の確認の下に作成した保証料率ガイドラインに基づき決めています。このガイドライン料率は、事務コスト等も加味した料率となっておりますが、全部保証に比較して中小企業の皆様の負担していただく保証料は軽減となります。また、当協会では、東京都の制度融資、小口利用や小規模企業に配慮した独自の軽減措置を講じ負担軽減を図っています。